

標準処理期間の設定

多良間村農業委員会は農地法第3条許可の事務処理について、申請書受付から許可までの標準処理期間を以下のように定め、迅速な事務処理による行政サービスの向上に努めています。

根 拠 法 令		標準処理期間
農地法	第3条第1項（農業委員会許可事案）	14日

標準処理期間の設定について

行政手続法第6条において行政庁は、申請に対する処分をするまでの標準処理期間を定めるよう努めることとされている。

このため、農地法に係る標準事務処理期間を以下のとおり設定いたしましたので報告いたします。

根 拠 法 令		標準処理期間
農地法	第3条第1項（農業委員会許可事案）	14日